

令和3年度 水質検査計画



堀川ダム

水質検査計画は、水道ご利用の皆さんに安心して利用いただくために、水質検査の適正化を確保し、検査の地点、項目、頻度等の検査内容を定め、お客様に公表していくものです。

西白河郡西郷村

住 所 〒961 - 8501 福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原40
電 話 0248 (25) 2912 FAX 0248 (25) 2688
E-Mail jougesui@vill.nishigo.lg.jp
URL <http://www.vill.nishigo.fukushima.jp/>

1 水質検査の基本方針

本村では、安全で良質な水道水を供給するため、次のとおり水質検査を行います。

(1) 検査地点

水道法で検査が義務付けられている給水栓（蛇口）の水道水に加え、水源の原水とします。

(2) 検査項目

水道法第4条で義務付けられている水質基準項目、水道法施行規則第15条で規定されている毎日検査項目、さらに水源の状況を把握するために本村が独自に行う項目とします。

(3) 定期検査頻度

供給される水が水質基準に適合するかどうかを検査項目別に、毎日検査、毎月検査、全項目検査、原水39項目検査、村が行う独自検査を行います。

2 水道事業の概要

西郷村の水道は、自己水源の虫笠第1・第2水源（湧水）、折口、追原水源（深井戸）及び白河地方広域市町村圏整備組合より、堀川ダムからの浄水受水により水道水を確保しています。1日あたり約7,200 m³を村内の各地区に配水しています。

村の水源は多種多様で、特に地下水や湧水は都会では味わえない自然の浄化作用によってその恵みを受けています。しかし、このような自然の恵みを受けている水道事業も自然環境の変化により水質の良好性が損なわれたり、水量の減少といったことが懸念されています。

村では定期的に水道施設の巡視を行い、水源の水質汚染の早期発見や未然防止を図るとともに定期的な水質検査を行い、水質の安全性を確保しています。

※ 令和元年度給水状況

給水区域内人口	20,074 人	給 水 戸 数	7,449 戸
給 水 人 口	19,473 人	一 日 最 大 配 水 量	8,108 m ³ /日
普 及 率	96.64%	一 日 平 均 配 水 量	7,223 m ³ /日

3 定期水質検査計画

(1) 水質検査を行う項目

ア 毎日検査

- (ア) 検 査 項 目 色、濁り、消毒の残留効果
- (イ) 採 水 の 場 所 虫笠配水池、西郷配水場、小田倉配水池、堀川配水池
各系の末端給水栓
- (ウ) 検 査 の 回 数 1 日 1 回
- (エ) 検 査 実 施 者 末端の水道使用者に測定を依頼

イ 定期の水質検査

- (ア) 検 査 項 目 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に規定する項目
- (イ) 採 水 の 場 所 北部水源系（谷地中計装室給水栓、長坂給水栓）、西郷配水場系（折口原給水栓・間ノ原給水栓）、小田倉配水池系（下新田給水栓）、堀川配水池系（太陽の国給水栓）
- (ウ) 検 査 の 回 数 別表1のとおり
- (エ) 検 査 機 関 水道法第20条第3項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託

ウ 原水の水質検査

(ア) 検査項目 ① 細菌2項目（一般細菌・大腸菌）

② 水質基準項目から、消毒副生成物等12項目（総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒド）及び味を除く39項目

③ 指標菌

④ クリプトスポリジウム及びジアルジア

⑤ 農薬114項目

(イ) 採水の場所 虫笠水源第1水源地、虫笠水源第2水源地、谷地中水源
折口水源、追原水源

(ウ) 検査の回数 別表1及び別表2のとおり

(エ) 検査機関 水道法第20条第3項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託

(2) 検査地点

- | | |
|-----------------|------------------|
| ① 虫笠水源 第1水源地 | ⑨ 西郷配水場系 間ノ原給水栓 |
| ② 虫笠水源 第2水源地 | ⑩ 小田倉配水池系 下新田給水栓 |
| ③ 谷地中水源 | ⑪ 堀川配水池系 太陽の国給水栓 |
| ④ 折口水源 | ⑫ 北部水源系 末端給水栓 |
| ⑤ 追原水源 | ⑬ 西郷配水場系 末端給水栓 |
| ⑥ 北部水源系 谷地中給水栓 | ⑭ 小田倉配水池系 末端給水栓 |
| ⑦ 北部水源系 長坂給水栓 | ⑮ 堀川配水池系 末端給水栓 |
| ⑧ 西郷配水場系 折口原給水栓 | |

浄 水（日程については、別表3のとおり）

検査項目	検査頻度	検査地点	委託先
色・濁り・残留塩素	毎日	⑫ ⑬ ⑭ ⑮	末端宅、㈱西原環境
水質基準9項目	年8回	⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪	㈱新環境分析センター
水質基準23項目	年3回	⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪	
水質基準51項目	年1回	⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪	

原 水（日程については、別表3のとおり）

検査項目	検査頻度	検査地点	委託先
細菌2項目	年11回	① ② ③ ④ ⑤	㈱新環境分析センター
水質基準39項目 （細菌2項目含む。）	年1回	① ② ③ ④ ⑤	
指標菌 （大腸菌数・嫌気性芽胞菌）	年4回	① ② ④ ⑤	
	年12回	③	
クリプトスポリウム及びびび菌	年4回	③	
農薬114項目	年1回	③ ④ ⑤	

4 臨時の水質検査

水源等で、次のような水質変化があり、その変化に対応した処理を行うことができず、給水栓の水で水質基準値をこえるおそれがある場合は、直ちに取水を停止して、必要に応じて水源、配水場、給水栓等から採水し、臨時の検査を行います。

- ① 原因不明の色及び濁りに変化が生じるなど水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 臭気等に著しい変化が生じるなどの異常があったとき。
- ④ その他必要があると認められる場合。

5 水質検査計画及び検査結果の公表

- ① 浄水の水質検査結果を基に水質の安全性を判定し、評価を行っていきます。
- ② 原水に関しても同様の評価を行い、水質管理の指標とします。
- ③ 水質検査計画の見直しについては、過去の検査結果等を考慮し毎年実施することとします。
- ④ 計画外項目に関しては、必要があると思われる場合に臨時の水質検査として取り入れることとします。
- ⑤ 水道検査計画及びこれに基づいて実施した水質検査結果は、西郷村のホームページで公表します。

6 水質事故への対応及び関係機関との連携

常に水道水質の管理を万全なものにするために、福島県県南保健所などの関係機関との連携を図り、上下水道課では、以下のような取り組みに努めます。

水源もしくは浄水処理過程において異常並びに事故（水道法に係る基準値内で水道水が給水できない恐れがある場合）が発生した場合については、当該施設の給水区域内の給水を直ちに停止し、福島県県南保健所に連絡して指示をあおぎ、検査機関に水質検査を依頼します。

異常がなく水質基準を超えない安全な水の確認ができるまで水質検査を行い、異常がなくなった時点で村民の皆様に水道水の供給を再開いたします。

また、水道を使用しているときにいつもと違う水が蛇口から流出した場合(着色している、異常な味・臭いがする等)についても、異常を発見した時点で上下水道課までご連絡ください。直ちに原因を究明し、安全な水道水を供給します。